

Pilina LTE 通信サービス約款

第 2.0 版

2018 年 4 月 2 日

京セラコミュニケーションシステム株式会社

【目次】

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 用語の定義	4
第4条 当社からの通知	5
第2章 契約	6
第5条 契約の申し込み	6
第6条 契約申し込みの承諾	6
第7条 携帯電話事業者との契約	6
第8条 契約者が行う契約の解除	6
第9条 当社が行う契約の解除	7
第10条 契約の終了	7
第11条 利用者等への対応	7
第12条 契約上の地位の移転又は承継	8
第13条 サービスの廃止	8
第14条 契約者の氏名等の変更の届出	8
第15条 権利譲渡の禁止	9
第3章 料金	9
第16条 料金の支払義務	9
第17条 料金の計算方法	9
第18条 料金の支払方法	10
第19条 ユニバーサルサービス料の支払義務	10
第20条 消費税相当額の加算	10
第21条 預託金	10
第22条 割増金	11
第23条 延滞利息	11
第4章 特定データ通信機器の利用	11
第24条 SIMカード	11
第25条 契約者識別番号の登録等	12
第26条 自営端末機器	12
第27条 特定データ通信機器に異常がある場合等の検査	12
第28条 特定データ通信機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	13
第5章 利用上の制限	13
第30条 利用の制限	13
第31条 その他利用の制限	14
第32条 通信の条件	15

第6章 利用の中止及び利用の停止	15
第33条 利用の中止	15
第34条 利用の停止	16
第7章 保守	17
第35条 当社の維持責任	17
第36条 契約者の維持責任	17
第37条 切分責任	17
第38条 修理又は復旧	17
第8章 損害賠償	17
第39条 利用不能による直接損害	17
第40条 免責事項	18
第9章 雑則	18
第41条 情報の収集	18
第42条 契約者確認	18
第43条 承諾の限界	19
第44条 禁止事項	19
第45条 他の電気通信事業者への通知	20
第46条 秘密保持及び契約者に係る情報の利用等	20
第47条 期限の利益喪失	21
第48条 認定機器以外の無線機器の扱い	21
第49条 検査等のための無線機器の持込み	21
第50条 Pilina LTE 通信サービスの技術仕様の変更等	22
第51条 約款の有効性	22
第52条 準拠法	22
第53条 合意管轄	22

第1章 総則

第1条 約款の適用

京セラコミュニケーションシステム株式会社(以下「当社」といいます。)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)(注1)ならびにその他電気通信事業における消費者保護に関する法令等(注2)にしたがい、料金その他の提供条件(以下「提供条件」といいます。)を規定するPilina LTE 通信サービス約款(以下「この約款」といいます。)を定め、契約者に対して Pilina LTE 通信サービスを提供します。

(注1)「改正電気通信事業法(平成17年法律第21号)」平成17年4月1日施行

(注2)「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン:電気通信事業法第18条第3項(事業の休廃止に係る周知関係)、第26条(提供条件の説明義務)、第27条(苦情等の処理関係)及び関係省令等の運用に関するガイドライン(平成16年3月総務省公表)」及び「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成10年郵政省告示第570号)」

第2条 約款の変更

1 当社は、この約款を変更することがあります。この場合、Pilina LTE 通信サービスの提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款の変更を行う場合、「第4条 当社からの通知」に基づき契約者に通知します。通知後1ヶ月を経過したとき、利用契約の解除をしていない全ての契約者がこの変更に同意したものと取り扱い、これ以後、変更後の約款に効力が生じます。

ただし、契約者にとって提供条件が不利とならないものについては、通知とともに変更後の約款に効力が生じるものとします。

第3条 用語の定義

この約款においては、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

用語	用語の意味
1.電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備。
2.電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3.電気通信事業者	電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者。
4.携帯電話事業者	協定事業者とワイヤレスデータ通信の提供にかかる相互接続協定その他の契約を締結している携帯電話事業者をいいます。現在の携帯電話事業者は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモをいう。
5. 協定事業者	携帯電話事業者と相互接続協定その他の契約を結んだ電気通信事業者をいいます。

6.ワイヤレスデータ通信	携帯電話事業者が提供する無線データ通信でパケット交換方式により符号の伝送を行うためのものをいう。
7.SIM カード	この規約に基づき貸与される、契約者情報を記録したICカードをいい、本SIM カードには、Xi 対応 SIM カード、Xi 対応 microSIM カードおよび Xi 対応 nanoSIM カードの3つの SIM カード種別が含まれるものとします。
8.ユニバーサルサービス料	電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則(平成 14 年総務省令第 64 号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金をいう。
9.端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成 16 年総務省令第 15 号)で定める種類の端末設備の機器をいう。
10.自営端末機器	契約者が SIM カードを利用するため自ら用意する端末機器(当社が契約者に対して販売した機器も含む)をいう。
11.特定データ通信機器	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下同じとします。)第49条の6の9に定める条件に適合する無線機器。
12.通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備。
13.Pilina LTE 通信サービス	携帯電話事業者が提供する回線を利用したワイヤレスデータ通信との相互接続によりインターネットに接続する電気通信サービスをいう。
14.契約	この約款に基づき当社から Pilina LTE 通信サービスの提供を受けるための契約。
15.契約者	当社と契約を締結している者。
16.契約者回線	Pilina LTE 通信サービスにかかる契約に基づいて、契約者が利用する電気通信回線をいう。
17.料金月	1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間。
18.消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。

第4条 当社からの通知

- 1 当社が、契約者への周知が必要と判断したときは、Pilina LTE 通信サービスに関する提供条件のほか必要な周知事項の通知を、当社の判断により、当社が運営するWEB ページ上への掲載又は契約者に個別に電子メールを送信する方法により行うこととします。
- 2 前項の通知の内容は、当社が運営する WEB ページ上に掲載されたとき、あるいはユーザー登録において契約者が登録した電子メールアドレスに送信されたときをもって、全ての契約者に通知されたも

のとして取り扱います。

第2章 契約

第5条 契約の申し込み

契約の申込みをするときは、必要事項を記入のうえ当社所定の契約申込書を提出するものとします。

第6条 契約申し込みの承諾

- 1 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社はその申し込みの承諾を延期することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は次の場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
 - ① 契約の申し込みをした者が Pilina LTE 通信サービスに係る料金その他の債務の支払いを怠る恐れがあるとき。
 - ② 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。
 - ③ 契約の申し込みをした者の年齢が13歳未満であるとき。
 - ④ 契約の申込みをした者が「第34条 利用の停止」第1項各号の規定のいずれかに該当し、Pilina LTE 通信サービスの利用を停止されたことがあるとき又は Pilina LTE 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - ⑤ 「第11条 利用者等への対応」の規定に違反する恐れがあるとき。
 - ⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第7条 携帯電話事業者との契約

契約者は、Pilina LTE 通信サービスを利用するにあたり、ワイヤレスデータ通信の提供を受けるため、携帯電話事業者の定める約款に基づき、契約者と携帯電話事業者との間で接続契約が締結され、Pilina LTE 通信サービスの利用の終了により接続契約が解約されることを了承します。その場合、当社が当該接続契約の申込および解約を携帯電話事業者に取り次ぐものとします。現在の携帯電話事業者の定める約款は、Xiサービス契約約款です。なお、契約者において特段の手続きは不要です。

第8条 契約者が行う契約の解除

契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により申し出るものとします。

第9条 当社が行う契約の解除

- 1 当社は、「第34条 利用の停止」の規定により Pilina LTE 通信サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、契約を解除することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその契約を解除することができます。

第10条 契約の終了

契約は、次のいずれかに該当する場合は、当該事由発生時に終了するものとします。

- ① 契約者が合併によらず解散したとき。
- ② その他、Pilina LTE 通信サービスを提供できなくなったとき。

第11条 利用者等への対応

- 1 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - ① 利用者への対応は、契約者の責任で適切に行い、当社又は携帯電話事業者に対して何ら対応を求めないものとします。
 - ② 当社又は携帯電話事業者が利用者から問合せ又は苦情等を受けたときは、契約者が当社に通知した契約者の連絡先を利用者へ案内するものとし、その後は全て契約者が対応するものとします。
 - ③ 契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業(事業法施行規則に定める公衆無線 LAN アクセスサービス、携帯電話又は PHS に係る電気通信事業をいいます。)の用に供してはならないものとします。
 - ④ 契約者は、端末機器を電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準(以下「技術基準」といいます)に適合するよう維持するものとします。
 - ⑤ 端末機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
 - ⑥ 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - ⑦ 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で Pilina LTE 通信サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
 - ⑧ 位置情報(無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。)を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

- ⑨ 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- ⑩ 端末機器に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更または消去しないこと。
- 2 契約者は、前項各号の規定に違反して当社、携帯電話事業者その他の第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第12条 契約上の地位の移転又は承継

- 1 契約者が契約上の地位を移転しようとする場合又は契約者について法人の合併若しくは分割により契約上の地位の承継を行う場合は、当社の事前の書面による承諾を受けなければ、その効力を生じないものとします。
- 2 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後相続する人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書面を添えて、当社に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上で有るときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 4 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を、当社の判断により代表者として取り扱います。
- 5 契約者は、第1項の届出を怠った場合には、「第14条 契約者の氏名等の変更の届出」第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第13条 サービスの廃止

当社は、当社の都合によりPiline LTE 通信サービスの全部又は一部を、休止又は廃止する場合があります。この場合は、契約者に対し休止又は廃止する日の90日前までに書面又は電子メールによりその旨を周知します。

第14条 契約者の氏名等の変更の届出

- 1 契約者は、契約者連絡先(氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレスに又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。)に変更があったときは、そのことを速やかに当社所定の書面に基づき当社に届け出ていただきます。
- 2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。
- 3 契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がその契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したのものとして扱うことに同意していただきます。
- 4 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。

5 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

6 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第15条 権利譲渡の禁止

契約者が契約に基づいて Pilina LTE 通信サービスおよび契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。ただし、契約者の契約上の地位の移転をあらかじめ当社が承諾した場合は、この限りではありません。

第3章 料金

第16条 料金の支払義務

1 Pilina LTE通信サービスの料金は、毎月支払う利用料金(月額基本料、ユニバーサルサービス料等)、導入初期費用、その他諸手続きに関する料金とし、別途料金表に記載します。

2 契約者は、当社がPilina LTE通信サービスの提供を開始した日から起算して利用契約の解除完了日の前日までの期間(提供開始日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表に規定する利用料金の支払いを要します。ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

3 当社が貸与したSIMカードを紛失、破損した場合及びその他の理由によりSIMカードを当社に返却しない場合のSIMカード損害金は、別途当社が定める料金表に定めるところによるものとし、契約者はSIMカード損害金について支払いを要します。

4 利用期間中に当社の責に帰さない次の事由によりPilina LTE通信サービスを利用することができない状態が生じたときといえども、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

① 利用の一時中断をしたとき。

② 「第33条 利用の中止」または「第34条 利用の停止」に基づき、利用の中止、または停止があったとき。

5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第17条 料金の計算方法

1 当社は、Pilina LTE通信サービスの契約者がその契約に基づき支払う毎月の料金を料金月(暦月をいいます。)に従って計算するものとします。ただし、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 料金の計算は、料金表に記載する税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。

3 当社は、利用開始日が月の途中である場合であっても料金の日割りは行いません。

4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合、第1項の料金月の起算日を暦日1日から変更す

ることがあります。

5 当社は、料金その他の計算においてその計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)、地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき行う消費税相当額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

第18条 料金の支払方法

1 Pilina LTE通信サービスの契約者は、契約に基づく料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等に支払うものとします。

2 料金の支払方法は、次のいずれか1つとします。

① 預金口座振替による支払い。

② 銀行振込による支払い。

③ Pilina LTE 通信サービスの契約者ごとに当社が承諾した方法による支払い。

3 Pilina LTE 通信サービスの契約者は、料金の支払いにおいて料金の支払いが預金口座振替または郵便局自動払込等による場合、これらに係る手数料も同時に支払うものとします。

4 契約者と金融機関等との間で紛争が発生した場合、契約者は自らその紛争を解決するものとし、当社には一切責任はないものとします。

第19条 ユニバーサルサービス料の支払義務

1 契約者は、その料金月に締結していた回線契約について、別途料金表に定めるユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2 契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社が料金額を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

第20条 消費税相当額の加算

この約款により支払いを要する額は、料金表に記載する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

第21条 預託金

1 契約者は、次の場合には、当社の判断によりPilina LTE通信サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

① 契約の申込みの承諾を受けたとき。

② 「第34条 利用の停止」第1項第1号又は第5号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、1契約あたり10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金は、無利息とします。

4 当社は、その契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託

金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、預託金を返還する場合に、契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

第22条 割増金

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第23条 延滞利息

契約者は、料金(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いがあった日の前日までの日数について、年14.6%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。

第4章 特定データ通信機器の利用

第24条 SIMカード

1 Pilina LTE 通信サービスの利用には、SIM カードが必要となります。SIM カードは、携帯電話事業者が契約者に貸与するものであり、譲渡するものではありません。この場合において、貸与する SIM カードの数は、1の回線契約につき1とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者に貸与される SIM カードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

2 契約者は、SIM カードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3 契約者は、SIM カードを契約者以外の第三者に、利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

4 契約者による SIM カードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による SIM カードの使用により発生した料金等については、全て当該 SIM カードの管理責任を負う契約者の負担とします。

5 契約者は、SIM カードが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

6 契約者の責めに帰すべからざる事由により SIM カードが故障した場合に限り、当社の負担において SIM カードの修理若しくは交換(種別の異なる SIM カードの交換はできないものとします。以下同じとします)をする義務を負います。

7 契約者は、SIM カードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更または消去してはならないものとします。

8 契約者は、SIM カードに、当社、携帯電話事業者および第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等

をしないものとします。契約者の責めに帰すべき事由により SIM カードが故障した場合は、その修理若しくは交換の費用は契約者の負担とします。なお、この場合、契約者は、修理若しくは交換のための費用等を当社に支払うものとします。

9 契約者は、SIM カードの利用料金を、Pilina LTE 通信サービスの利用料金に含めて当社に対して支払うものとします。

10 契約者が、SIM カード以外の SIM カードを使用すると、Pilina LTE 通信サービスにおける接続サービスの提供が受けられない場合があると同時に、当社および携帯電話事業者の電気通信設備に不具合が生じる場合があります。契約者が、SIM カード以外の SIM カードを使用したことに起因して、当社、携帯電話事業者および第三者に生じた一切の損害については当該契約者が賠償の責任を負うものとします。

11 契約者は、Pilina LTE 通信サービスに関する契約終了後、当社が定める期日までに SIM カードを当社に返却するものとし、当該期日までに返却がなかった場合及び破損した場合、別途定める料金表に規定する損害金を当社に支払うものとします。

第25条 契約者識別番号の登録等

契約者の契約者識別番号の登録等は、携帯電話事業者の定める約款に従い、携帯電話事業者に対して当社が行います。

第26条 自営端末機器

1 契約者は、Pilina LTE 通信サービスを利用するために必要となる設備については、契約者が自己の費用と責任において準備および維持するものとします。

2 契約者は、Pilina LTE 通信サービスを利用するために必要となる設備が技術基準に適合しない場合、当該自営端末機器での Pilina LTE 通信サービスの利用をできないものとします。

3 当社は、前項の場合において、契約者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第27条 特定データ通信機器に異常がある場合等の検査

1 当社は、特定データ通信機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その特定データ通信機器の接続が端末技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

3 契約者は、第1項の検査を行った結果、特定データ通信機器が端末技術基準に適合していると認められないときは、その特定データ通信機器の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第28条 特定データ通信機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

- 1 契約者は、特定データ通信機器について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、当社又は携帯電話事業者が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その特定データ通信機器の使用を停止して、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう修理等を行っていただきます。
- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3 契約者は、前項の検査等の結果、特定データ通信機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その特定データ通信機器の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第29条 特定データ通信機器の電波法に基づく検査

前条に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

第5章 利用上の制限

第30条 利用の制限

- 1 当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、または携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づく、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合(ただし、携帯電話事業者が行う契約回線の利用制限につき当社に責めがある場合を除きます。以下同様とします。)、通信を一時的に制限することがあります。
- 2 前項の場合、契約者は、当社または携帯電話事業者の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
- 3 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が作成した児童ポルノを掲載しているWebサイトのアドレスリストに基づき、当該Webサイト並びに当該Webサイトに掲載されている一部の映像または画像への契約者からの閲覧要求を検知し、当該Webサイト全体の閲覧または当該Webサイトに掲載されている一部の映像または画像の全部もしくは一部の閲覧を制限することができるものとします。
- 4 当社は、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先させるとき、又はPilina LTE通信サービスの契約者が当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為をしたときには、Pilina LTE通信サービスの利用の制限をすることがあります。
- 5 前各項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意又は重過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社がそれらの機関との

協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第31条 その他利用の制限

1 前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限が生じることがあります。

- ① 当社は、一定期間における通信時間が当社の定める時間を超えるとき、または一定期間における通信容量が当社の定める容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。
- ② 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、Pilina LTE 通信サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。契約者は、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
- ③ 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。
- ④ 契約者は、当社が Pilina LTE 通信サービス上に定める通信速度は、実際の通信速度の上限を示すものではなく、接続状況、契約者が使用する SIM カード、情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを、了承するものとします。
- ⑤ 当社は、Pilina LTE 通信サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとしま

す。

⑥ 契約者は、電波状況等により、Pilina LTE 通信サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損または滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

2 当社は、「第30条 利用の制限」及び「第31条 その他利用の制限」の規定によるほか、当社又は携帯電話事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは携帯電話事業者に対する代金債務(立替払等に係る債務を含みます。)の履行がなされていないと判断した端末機器が、契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

第32条 通信の条件

1 Pilina LTE通信サービスの通信区域は、携帯電話事業者の通信区域の通りとします。Pilina LTE通信サービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 契約者は、当社または携帯電話事業者の故意または重大な過失により生じた場合を除き、Pilina LTE通信サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

3 Pilina LTE通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

4 Pilina LTE 通信サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

5 当社は、1の特定データ通信機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信することとなるときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過する符号の全部若しくは一部を破棄できるものとします。

6 電波状況等により、Pilina LTE通信サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第6章 利用の中止及び利用の停止

第33条 利用の中止

1 当社は、次の場合には、Pilina LTE通信サービスの利用を中止することがあります。この場合には、あらかじめ契約者に書面又は電子メールでその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合にはこの限りではありません。

① 当社又は携帯電話事業者の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。

② 当社又は携帯電話事業者の電気通信設備に障害が発生したとき。

③ 「第30条 利用の制限」または「第31条 その他利用の制限」の規定により、通信利用を制限するとき。

④ 携帯電話事業者その他の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することによりPilina LTE 通信サービスの提供が困難になったとき。

⑤ 天災地変あるいは携帯電話事業者の責に帰す事由など、当社の責に帰し得ない事由により Pilina LTE 通信サービスの提供が困難になったとき。

⑥ 携帯電話事業者の約款により通信利用を制限するとき。

2 当社は、本条に基づく利用の中止について、損害賠償または Pilina LTE 通信サービスの料金の全部または一部のご返金はいたしません。

第34条 利用の停止

1 当社は、Pilina LTE通信サービスの契約者の行為が、次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、当社が定める期間(Pilina LTE通信サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が当社に支払われるまでの間、第2号、第3号又は第4号の規定に該当するときは、当社が、契約者本人を確認するための書類として別に定めるものを当社に提出していただくまでの間等)、そのPilina LTE通信サービスの利用を停止することがあります。

① 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがないとき。

② Pilina LTE 通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

③ 「第14条 契約者の氏名等の変更の届出」の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

④ 「第42条 契約者確認」に定める契約者確認に応じないとき。

⑤ 契約者が他の Pilina LTE 通信サービスに係る料金その他の債務又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務(その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

⑥ 契約者がその Pilina LTE 通信サービス又は当社と契約を締結している他の Pilina LTE 通信サービスの利用において「第11条 利用者等への対応」の規定に違反したと当社が認めたとき。

⑦ 「第26条 自営端末機器」の規定に違反し、SIM カードを技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき。

⑧ 当社の業務または Pilina LTE 通信サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。

⑨ Pilina LTE 通信サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。

⑩ Pilina LTE 通信サービスが違法な態様で使用されたとき。

⑪ 「第21条 預託金」に規定する預託金を預け入れないとき。

⑫ 前各号のほか、この約款の定め違反する行為が行われたとき。

2 当社は、前項の規定によりPilina LTE通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 本条に基づくPilina LTE通信サービスの提供の停止があっても、Pilina LTE通信サービスの利用料金(月額基本料、ユニバーサルサービス料の月額料)は発生します。

4 当社は、本条に基づく利用の停止について、損害賠償またはPilina LTE通信サービスの料金の全

部または一部のご返金はいたしません。

第7章 保守

第35条 当社の維持責任

当社は、当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

第36条 契約者の維持責任

- 1 契約者は、自営端末機器を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。
- 2 前項の規定のほか、契約者は、自営端末機器を、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。

第37条 切分責任

当社及び契約者は、自営端末機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

第38条 修理又は復旧

当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第8章 損害賠償

第39条 利用不能による直接損害

1 当社は、Pilina LTE通信サービスを提供すべき場合において、当社及び携帯電話事業者の故意又は重過失によりPilina LTE通信サービスが全く利用できない状態(その利用契約に係る全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下「利用不能」といいます。)となり、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者からの損害賠償の請求に応じます。ただし、Pilina LTE通信サービスの契約者に利用不能による請求事由が生じた日から60日を経過するまでに、当社に賠償の請求をしなかったときは、Pilina LTE通信サービスの契約者は、その権利を失うものとします。

2 当社が、Pilina LTE通信サービスの契約者に対して負う利用不能にともなう賠償責任の範囲は、Pilina LTE通信サービスの契約者に現実生じた通常損害の範囲に限るものとし、かつ、その限度額は、利用不能の状態を当社が知った時刻から利用不能が継続した時間を24で除した数(小数点以下の端数切り捨て)を賠償の対象とし、これに当月支払う料金部分(消費税込み)の30分の1を乗じた金額の範囲を超えないものとします。なお、この金額を、契約者が毎月支払う料金から翌月以降の料金請求において減額調整します。

3 天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力によるもの又は当社の過失により Pilina LTE通信サービスを提供できなかったとき、当社は、一切その責任を負わないものとします。

4 第1項及び第2項以外で本契約に基づいて当社が契約者に対して負う損害賠償責任の全てにおいて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実には発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当社が当該損害の発生までに当該契約者から受領した料金の額を上限とします。ただし、当社に故意もしくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第40条 免責事項

1 当社は、Pilina LTE通信サービスの利用を通じて、契約者が被った損害又は損失などについて、「第39条 利用不能による直接損害」に定める場合を除き、損害賠償責任、損失補償責任及びその他一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、契約者がPilina LTE通信サービスを利用することにより入手した情報等(コンピュータプログラムを含みます。)について、その品質、完全性、正確性、特定目的への融合性、有用性又はウィルスの侵入の有無、その他一切について何らの保証も行いません。

3 当社は、契約者によるPilina LTE通信サービスの利用若しくは利用不能、又は契約者に対するサポートサービスの提供若しくは提供不能の結果として生じる契約者の逸失利益、機密情報の損失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの侵害、その他契約者が被るべき一切の金銭的及び非金銭的損害、ならびに費用に関し、当社の故意又は重過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

4 当社は、この約款の変更により自営端末機器の改造または変更(以下この条において「改造等」といいます)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

5 Pilina LTE通信サービスの契約者に、「第30条 利用の制限」、「第31条 その他利用の制限」、「第32条 通信の条件」、「第33条 利用の中止」、「第34条 利用の停止」に定める事由により損害が発生した場合であっても、当社の故意又は重過失により生じた場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第9章 雑則

第41条 情報の収集

当社は、Pilina LTE 通信サービスに関し、契約者に技術サポート等を提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。契約者は、契約者から必要な情報が提供されないことにより、当社が十分な技術サポート等を提供できないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

第42条 契約者確認

当社は、契約者確認(携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下、本条において同様とします)を求められたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。この場合、契約者は、当社の定める期日までに契約者確認に応じるものとします。

第43条 承諾の限界

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

第44条 禁止事項

当社は、契約者にPilina LTE通信サービスを利用した以下の行為を禁止します。

- ① 他人(当社を含み、以下同じとします。)の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれがある行為
- ② 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- ③ 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- ④ 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- ⑤ 他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- ⑥ 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- ⑦ 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- ⑧ 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- ⑨ 無限連鎖講(ネズミ講)若しくは連鎖販売取引(マルチ商法)等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- ⑩ 他人のWEB ページ等、Pilina LTE 通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- ⑪ 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載若しくは他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- ⑫ 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- ⑬ 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- ⑭ 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人の ID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- ⑮ 他人の管理する掲示板等(ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます。)で、その管理者の意向に反する内容又は態様で宣伝その他の書き込みをする行為
- ⑯ 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類似する行為
- ⑰ 事前に当社の承諾を得ることなく、Pilina LTE 通信サービスを利用又はこれに関連する営利を目的とする行為
- ⑱ 前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を誘発又は助長する態様でリンクを張る行為

- ⑰ 無線機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊またはその設備に線条その他の導体等を接続する行為。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときは除くものとする。
- ⑱ 各規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為
- ㉑ その他法令に違反する行為ならびに当社が不適切と判断する行為

第45条 他の電気通信事業者への通知

1 契約者が、「第8条 契約者が行う契約の解除」、「第9条 当社が行う契約の解除」又は「第10条 契約の終了」の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合、または「第42条 契約者確認」に定める契約者確認に応じない場合には、当社が、当社以外の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報(契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限り、)を当該電気通信事業者へ通知することに、契約者はあらかじめ同意するものとします。

2 前項の規定によるほか、契約者は、当社が、携帯電話番号ポータビリティにかかる携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号および生年月日等の情報(携帯電話番号ポータビリティにかかる手続きのために必要なものに限り、)を当該事業者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。

第46条 秘密保持及び契約者に係る情報の利用等

1 当社及び契約者は、Pilina LTE 通信サービスの提供に関連して相互に知り得た相手方の技術情報、経営上及びその他一般に公表されていない事項に関する秘密(契約者の個人情報を含む)を、厳守し、これを目的外に使用しないものとします。ただし、法令上必要とされる場合、相手方の書面による同意を得た場合、または主務官庁により報告を要請された場合は、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定のほか、次の各号の場合を除き、Pilina LTE通信サービスの提供に関連して知り得た契約書の個人情報あるいは秘密情報を、Pilina LTE通信サービスの提供のために必要な範囲を超えて使用しません。

- ① 当社に関連する広告、宣伝その他情報提供の目的で電子メール等を送付する場合
- ② 個人情報を適切かつ厳重に管理するよう契約等で義務づけた業務委託先に対し、Pilina LTE通信サービス提供に必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合
- ③ 業務の遂行上必要な範囲で携帯電話事業者へ個人情報あるいは秘密情報を提供する場合
- ④ Pilina LTE通信サービスのサービス向上等の目的で、個人情報(WEBサイトの閲覧履歴、電子メールへの反応状況なども含みます。)を集計及び分析等を行う場合
- ⑤ 前号の集計及び分析等により得られたものを、個人を識別又は特定できない態様にて提携先等第三者に開示又は提供する場合
- ⑥ 個人情報の利用に関する同意を求める目的で契約者に電子メール等を送付する場合
- ⑦ その他任意に契約者の同意を得たうえで個人情報を開示又は利用する場合
- ⑧ Pilina LTE通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライ

ポリシーにおいて定めます。

3 Pilina LTE通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

4 当社は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）」の第4条（発信者情報の開示請求等）第1項各号に該当する請求があったときは、前2項の規定にかかわらず、その請求の範囲内で情報を開示することがあります。

第47条 期限の利益喪失

1 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

- ① 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
- ② 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
- ③ 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- ④ 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
- ⑤ 契約者の所在が不明であるとき。
- ⑥ 契約者が「第21条 預託金」に規定する預託金を預け入れないとき。
- ⑦ その他契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2 契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかにPilina LTE通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第48条 認定機器以外の無線機器の扱い

契約者は、認定機器（当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した無線機器をいいます。）以外の無線機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

第49条 検査等のための無線機器の持込み

契約者は、次の場合には、その無線機器を、当社が指定した期日に当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- ① 「第27条 特定データ通信機器に異常がある場合等の検査」及び「第28条 特定データ通信機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い」の規定に基づく無線機器の検査を受けるとき。
- ② その他当社が必要と認めるとき。

第50条 Pilina LTE通信サービスの技術仕様の変更等

当社は、Pilina LTE通信サービスにかかわる技術仕様その他の提供条件の変更または電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用するSIMカードの改造または撤去等を要することとなった場合であっても、その改造または撤去等に要する費用について負担しないものとします。

第51条 約款の有効性

この約款の一部に法的拘束力が無効とされた場合であっても、この約款の残りの部分は引き続き有効性を維持するものとします。

第52条 準拠法

この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第53条 合意管轄

契約者と当社との間に生じる訴訟及びこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所をまたは東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

《附 則》

- ・平成26年2月9日 制定、施行
- ・平成30年4月2日 改定

別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)
技術的条件	—

2 新聞社等の基準

区分	基準
(1)新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2)放送事業者等	放送法(昭和25年法律第132号)第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3)通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース((1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社